

証明書のコンビニ交付 サービスが始まりました!

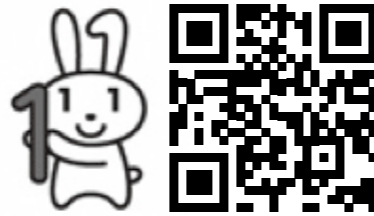
住民票の写しと印鑑登録証明書が、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニなどで、取得できるようになりました。
ご利用には、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書の暗証番号（4ケタ）が必要です。
※電子証明書の有効期限切れまたは、カード申請時に機能を希望しなかった方は、住民係窓口でお手続きが必要です。

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	利用可能時間
<ul style="list-style-type: none"> セブン-イレブン ファミリーマート ミニストップ ローソン ポプラ など 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 印鑑登録証明書 	6:30～23:00 ※12月29日～1月3日 は休止

詳しくは、検索または
二次元コードから

コンビニ交付 検索

コンビニ交付および
マイナンバーカードに
関する問い合わせ先

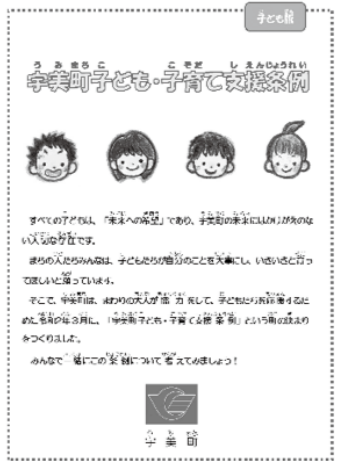


問 住民課 住民係
 ☒ jyuumin@town.umi.lg.jp
 ☎932-1111(代)
 FAX933-7512(代)

『宇美町子ども・子育て支援条例』の リーフレットを作成しました

町では、「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現に向けて、『宇美町子ども・子育て支援条例』を令和2年3月に制定しました。この度、条例を広く周知するため、小学生および中学生向けのリーフレットを作成しました。今後、各小中学校を通じて配布する予定です。また、町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210



『宇美町子ども・子育て支援条例』を 活用した座談会を行いました

12月4日(金)人権週間の取組として、町の人権擁護委員と、町立中学校3校の生徒会役員・法務局職員で、人権についての座談会を行いました。

『宇美町子ども・子育て支援条例』を題材に、条例の第6条(自分らしく生きる権利)、第7条(自己表現や社会参画への権利)について、「男子だから、女子だからという理由で個性を決めてしまって良いのかと感ずることが多いので、この権利が広がっていくと良い。」「自分の意見を伝えて尊重されることは、自分が成長できて素晴らしいこと。」など意見が出ました。

ファシリテーターを務めた教育長からは「条文を自分達の生活に結び付けて考えて、自分達の権利なども活かして欲しい。そのことで条文が活きることになる。」と話がありました。

町内3校の中学生が集まり、1つのテーマで、人権擁護委員(大人)と意見交換(学ぶ場)ができたことは、自分と違う意見を聞くことができる、とてもいい機会となりました。

人権週間とは…?

法務省と全国人権擁護委員連合会では、世界人権宣言の採択翌年の昭和24年から、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及高揚を呼び掛けています。



▲座談会の様子

座談会に参加した生徒たちの声

- 「自分達にも権利があることを嬉しく思う」
- 「学校でもこの条文を活かしたい」
- 「学校で広めて良くなってほしい」

問 社会教育課 社会教育係 ☎933-2600 FAX933-2741

ごみ分別の習慣を身につけよう

日頃より、ごみの分別および減量化へのご協力ありがとうございます。
分別したごみの中に、収集できるごみとは異なったごみの混入があり、収集できないケースが多くみられます。今回は容器包装プラスチック、空き缶・空きびんの分別の仕方について紹介します。

容器包装プラスチック

プラスチックでも「容器包装プラスチック」で出せるごみと、「もえるごみ」で出さなければならぬごみがあります。どちらかわからないときは、♻️マークを探してみてください。♻️マークが付いているごみは「容器包装プラスチック」です。付いていないものや分からないもの、汚れのひどいものは「もえるごみ」です。

もえるごみで出すプラスチックの例

洗面器、ハンガー、バケツ、ビデオテープ、カセットテープ、ポリタンク など

空き缶・空きびん

空き缶や空きびん、金属製のフタのみを出し、ペットボトルや金属類、陶器、ガラスと一緒に出さないでください。また、スプレー缶やカセットボンベは、缶製品ですが分類は「危険ごみ」※です。「空き缶・空きびん」の日に出すことはできません。



※「危険ごみ」とは

スプレー缶やカセットボンベ、蛍光灯、電池および体温計です。「危険ごみ」は、穴を空けたり割ったりせず近くの自治会公民館または役場に設置している「回収ボックス」に入れてください。

問 環境農林課 環境衛生係
 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)